

※ 太枠内に記入してください。

令和 6 年 6 月 1 日

窓 口 に 来られた方 (請 求 者) ※ 写真付きの本人確認書 類をご提示ください。	(ふりがな) ひがしおおさか たろう	(生年月日)
	(氏名) 東大阪 太郎	大 昭 平・西暦
	(連絡先) 0×0 - ×××× - △△△△ (日中連絡がつく番号)	4 2 年 2 月 1 日
	(住所) 東大阪市長本北 1 丁目 1 番 1 号	(対象者との関係) 本人・配偶者 (祖)父母・子(孫) ※ 代理人・第三者による請求できません。

どなたの証明書が 必要ですか (対象者)	(本籍) 大阪府八尾市本町 1 - 1	(筆頭者) 東大阪 太郎
	(ふりがな)	(生年月日)
	(氏名) ☒ 来庁者と同じ	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日

必要な証明書 ・ 必要通数	☒ 東大阪市以外の市区町村の戸籍証明書		
	戸 籍 証 明 書(450円)	全部事項証明書	1 通
	除 籍 証 明 書(750円)	全部事項証明書 (謄本)	通
	改 製 原 戸 籍(750円)	謄本	通
	☐ 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号		
	戸 籍 証 明 書(400円)	全部事項証明書	通
	除 籍 証 明 書(700円)	全部事項証明書 (謄本)	通
	改 製 原 戸 籍(700円)	謄本	通

必要な戸籍の 範囲	☒ 対象者の現在の戸籍
	☐ 対象者の生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍
	☐ 対象者の生まれてから現在まで在籍した戸籍
	☐ 対象者の から まで在籍した戸籍
	☐ その他()

(市役所記入欄)

本 人 確 認	免・パ・個力・住B
	在力等・裏面
	他()

受 付 (No.)	(備考) ☐ 続柄確認済	FAX	作成	交付
[]				
		領収書番号		

令和 . .

住・戸・附・印・他・2・3・()

下記の本人確認書類のいずれかを窓口にご提示ください。（請求時点で有効なものに限ります）

※ 広域交付の請求は、官公署等発行の写真付き本人確認書類に限られます。

☐ 自動車運転免許証	☐ マイナンバーカード(個人番号カード)	☐ 住民基本台帳カード(写真あり)	☐ パスポート
☐ 特別永住者証明書(写真あり)	☐ 在留カード(写真あり)	☐ 身体障害者手帳	☐ 療育手帳
☐ 精神障害者保健福祉手帳	☐ 船員手帳	☐ 海技免状	☐ 小型船舶操縦免許証
☐ 猟銃・空気銃所持許可証	☐ 宅地建物取引士証	☐ 電気工事士免状	☐ 無線従事者免許証
☐ 認定電気工事従事者認定証	☐ 特種電気工事資格者認定証	☐ 耐空検査員の証	☐ 航空従事者技能証明書
☐ 運航管理者技能検定合格証明書	☐ 教習資格認定証	☐ 合格証明書(警備業法第23条第4項)	☐ 動力車操縦者運転免許証
☐ 戦傷病者手帳	☐ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のものに限る)	☐ その他()	

※ 官公署等が発行した資格証明書等で顔写真が貼付されたもの

注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。（代理人の方は請求できません。）

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 対象者について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者について本籍・筆頭者・氏名を正確に記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

対象者の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要になるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

※ プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

その他ご不明な点がありましたら、窓口でおたずねください。